

横断歩道部の歩車道境界の構造の検討

1. 検討の考え方

『道路の移動円滑化整備ガイドライン』(H14 度策定)

車いす使用者、視覚障害者、高齢者等の行動特性及び車いす使用者、視覚障害者の縁端構造に対する評価を十分把握して、構造を検討・決定することが望ましい。その際、実証実験等を基に縁端部分の構造に対する工夫を行うことで、縁端の段差を2cm未満とすることも含めるものとする。



ガイドライン策定後3年以上が経過し、各地域において、視覚障害者や車いす使用者等との合意形成がなされた様々な構造が採用され始めている。



採用されている構造について実証実験を実施

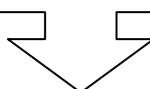
第1回懇談会の委員意見^{※1}を踏まえ、視覚障害者、車いす使用者と合意形成の上で採用された構造を対象として、視覚障害者、車いす使用者等にご協力頂き実証実験^{※2}を実施。

※1 第1回懇談会意見

「縁端部について、視覚障害者(弱視の方も含む)や車いす使用者等の当事者も含めて事例を実際に検証する場が必要。」

※2 対象となる構造について、実物大の模型を作成し、視覚障害者には歩道の縁端の識別の容易さ・困難さについて、車いす使用者・杖使用者等には通行の容易さ・困難さについてアンケートを実施。

※3 各構造を採用した地域で、日常生活で通行している視覚障害者、車いす使用者を含むユーザーを対象に、アンケート(ヒアリング調査)を別途実施予定。



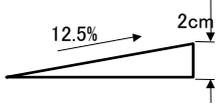
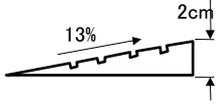
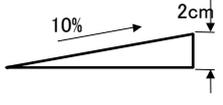
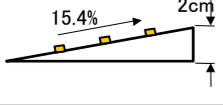
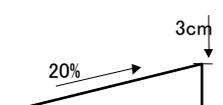
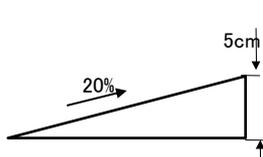
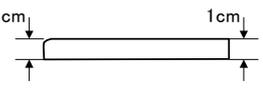
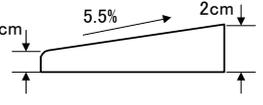
実証実験の結果を踏まえ、今後の方向性について検討。

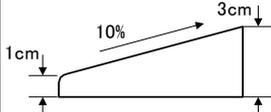
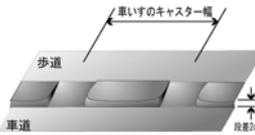
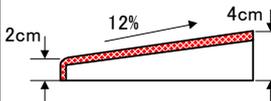
2. 実証実験の対象構造

実証実験の対象構造については、各地域で合意形成を踏まえ採用されている構造について、被験者への負荷を抑えるため全ての構造を対象とすることは難しいことから、構造を集約し、下表に示した12種とする。

(詳細な集約の考え方は、参考資料3を参照)

表1 検証対象構造一覧

No.	縁端 段差	背面 高さ	表面勾配	表面加工		誘導用ブ ロック (警告)	断面図	採用自治体
①	0	2	12.5	なし		あり		東京都江戸川区
②	0	2	11	あり	横溝	あり		浜松市
③	0	2	10	あり	縦溝	あり (+グレー チング)		静岡市
④	0	2	13.3	あり	突起	あり		東京都板橋区
⑤	0	2	40 (縁端部の み0擦り付 け)	なし		必要に応 じて		東京都足立区
⑥	0	3	17.3	あり	横溝	あり		沼津市
⑦	0	5	20	なし		あり		飯田国道事務所 (背面高さ 6cm→ 5cmに変更)
⑧	1	1	0	なし		必要に応 じて		岡山県
⑨	1	2	5.5	なし		あり		滋賀県

⑩	1	3	10	なし		必要に応じて		福島県
⑪	2	2	0	車いす車輪幅に溝を設置(0-2)		広幅員の場合、特定経路の場合あり		熊谷市
⑫	2	4	12	あり	網目	あり		北九州市

※ 視覚障害者誘導用ブロックについては、現在の都道府県の状況に合わせて設置。
 (各地での合意形成内容を考慮) なお、「必要に応じて設置」としている場合は、実験においては視覚障害者にとってより厳しい条件を設定することとし、誘導用ブロックは設置しない。

3. 参加して頂く高齢者・障害者等

■車いす使用者(40名程度)

日頃、手動車いす(電動車いすは手動車いすよりも大きな推進力が得られると想定されるため対象外)を用いて屋外を単独で移動している人を基本とする。 **※懇談会の議事を受け修正有り(電動車いすも対象とします)**

○募集する参加者の条件(目安)

車いす使用が基本で、かつ歩行に困難を伴うものと考えられる次の障害・等級を想定

- ・ 障害種類：下肢機能障害／体幹機能障害／脳原性全身性運動機能障害
(※下肢切断は、義足装着して歩く人が多いため対象外)
- ・ 障害等級：1～3級(肢体不自由(移動)において「不随運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限される」等級)

○その他参加頂くにあたっての留意点等

- ・ 体力的な衰えが大きく車いす操作が困難になると思われる高齢層の方にも参加頂く。
- ・ 車いす操作が困難な症状の方にも参加頂く(キャスター上げできるような体力のある人は対象としない)。

■視覚障害者(40名程度)

日頃、白杖を用いて屋外を単独で歩いている人を基本とする。

○募集する参加者の条件(目安)

歩行時に白杖を必要とし、身辺の日常生活活動が極度に制限される次の等級・症状を想定

- ・ 障害等級1級の全盲、弱視(明暗弁、手動弁、指数弁)
- ・ 障害等級2級の視野障害(視野3～5度以内)
- ・ 障害等級2級の視力障害(白内障疾患、強い眩しさを感じる人等で、片眼の視力が0.02以下の人)

○その他参加頂くにあたっての留意点等

- ・ 若年から高齢までの各年齢層に偏りが生じないように参加頂くようにするものとするが、特に体力の衰えが顕著となる高齢層の方にも参加頂けるよう配慮する。
- ・ 歩行訓練を受けていない人にも参加頂く(歩行訓練を受けた人と比べて歩行能力が劣るため)。

■その他杖使用者等(10名程度)

足を引きずって、屋外を歩くような肢体不自由者を基本とする。

○募集する参加者の条件(目安)

(杖の使用・不使用に関わらず、歩き方が不安定であると考えられる症状を想定)

- ・下肢切断のため義足を装着して歩く人
- ・脳性麻痺やリウマチ疾患等のため、足を引きずって歩く人
(リウマチ疾患の障害程度は、機能障害度で「class4」が目安)
- ・介護保険の要介護が「1」程度の高齢者

※募集にあたっては、関連団体等に協力を依頼。なお、車いす使用者、視覚障害者については、簡易なアンケート調査を実施した上で、実験結果に偏りが生じないように配慮するものとする。